

令和2年度

第418回 千葉地方最低賃金審議会

議事録

令和2年 8月 3日
13:58~14:47
千葉労働局1階会議室

令和2年度
第418回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和2年8月3日(月) 13:58～14:47
 - 2 場所 千葉労働局1階会議室
 - 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、鈴木委員、中原委員、大竹委員
 - 労働者側委員
高柳委員、太田委員、近藤委員、野田委員、阪口委員
 - 使用者側委員
渡部委員、今関委員、由川委員、稲葉委員、黒岩委員
 - 4 議題
 - (1) 意見陳述
 - (2) 事業場視察結果について
 - (3) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - (4) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (5) 今後の審議日程等について
 - (6) その他
 - 5 配付資料
 - (1) 事業場視察結果
 - (2) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - (3) 令和2年度賃金改定状況調査結果について
 - (4) 令和2年度最低賃金に関する基礎調査報告
 - (5) 最低賃金に関する基礎調査結果(特性値)の推移
 - (6) 生活保護と最低賃金
 - (7) パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均・下限額
 - (8) 千葉県における特定最低賃金の改正申出一覧表
 - 6 議事内容
- 大澤会長

定刻前ですが皆様お揃いになりましたので、ただ今から、第 418 回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。本審議会は、審議会運営規定第 6 条に基づき、公開で開催することになりますので、労働局の掲示板に掲示しましたところ、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。それでは始めに、事務局から本審議会の成立について報告をお願いします。

○ 北川賃金室長補佐

それでは報告いたします。本日は、労働者側委員 5 名、使用者側委員 5 名、公益委員 4 名の出席をいただいております。したがって最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しています。

○ 大澤会長

それでは最初に友藤労働局長より挨拶をお願いします。

○ 友藤労働局長

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、大変お暑い中、千葉地方最低賃金審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年度の最低賃金につきましては、去る 7 月 6 日に開催されました第 417 回の本審におきまして、改正諮問をさせていただいたところです。その後、専門部会が設置され、既に審議をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、7 月 22 日に開催された中央最低賃金審議会において、令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について、厚生労働大臣に答申がなされたところでございます。

答申は、本日の資料としてお配りしてございますが、地域別最低賃金改定の目安については、意見の一致をみるに至らず、これまでと同様、目安に関する公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示することとなっております。詳しい状況につきましては、この後、事務局より説明をいたしますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による労働者の生活等への影響を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行の水準を維持するのが適当との結論が示されたところでございます。

委員の皆様には、引き続き、集中的な御審議をお願いすることになります。これまでと同様、円滑な御審議により、千葉県の実情にふさわしい最低賃金額を早期に答申いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○ 大澤会長

それでは、本日の議事録署名人を指名させていただきます。労働者側委員は高柳委員、使用者側委員は渡部委員、よろしくお願いいたします。それと、私、大澤が署名いたします。

それでは、審議に入らせていただきます。まず、議題1の意見陳述です。これについて、事務局から報告して下さい。

○ 林賃金指導官

労使からの意見書の提出を求める公示を行ったところ、千葉県労働組合連合会から提出があった意見書において、審議会での意見陳述の要請がありました。この意見陳述については、去る7月22日の第1回千葉県最低賃金専門部会において、了解をいただいたところです。陳述される方は清水陳述人となります。

○ 北川賃金室長補佐

ただ今御案内しますので、少々お待ちください。

<陳述人入場>

○ 大澤会長

陳述される方は、おおむね10分程度の時間をお願いします。それでは、清水陳述人、説明をお願いします。

○ 清水陳述人

皆様、忙しい中このような時間をいただきありがとうございます。私は生協コープみらいの労働組合で専従をしております清水と申します。

皆様のお手元に陳述書の写しがあると思いますので、読みながら、いろいろ交えながらお話ししたいと思います。

1に、千葉県労働組合連合会は、県内の自治体や中小企業に働く労働者を組織しています。中小企業で働く仲間には低廉な、本当に安い賃金で働く仲間が大勢います。今年度の地域別最低賃金の改正について私たちの考え方、意見を述べたいと思います。

2のところ、「最低生計費調査を各都道府県で調査しましたが・・・」とありますが、千葉では最低生計費調査はしていません。ここにも書いてありますように、どこでも1,500円以上との結果が出ています。みなさん、東京と千葉の田舎の方では、時給が違っても当たり前でしょうと思うかもしれませんが、

東京は確かに住宅費は高いですが、茨城や千葉の田舎、私は君津ですが、車を持っていないければどこへも行けません。家族4人いて、1人は東京にいます。その息子は車を持っていません。ですが、家は車を3台、息子と私と旦那と持っています。そういうふうに考えますと、やっぱりどこにいてもお金はかかります。東京に住んでいる息子は車の免許さえ持っていません。コンビニの値段はだいたいどこに行っても同じです。生活するには変わらないと思っています。しかし、千葉県最低賃金は923円とのことで、1日8時間、22日働いても1か月162,448円です。現実に非正規で働く人は、4月にパート労働法が改正されて、同じ正規職員と同じなら同じ条件にしなければいけない、という法律がありますので、どうしても正規職員が1日8時間なら、7時間45分や7時間30分、短かったり、出勤日を少なくしたりということがほとんどです。

仕事の中身が大きく変わらないならば同じ待遇にしなければいけないとのことです。ですから、企業ごとに賃金は決められるのだから、最低賃金にかかわらず高くすればいいじゃないかと。やっぱり企業はなるべく賃金を抑えたいと法律に触れない程度で、働いていただきたいというのは分かると思います。あと、シングルの方も増えていきますし、独身で親も高齢の方、親の年金と自分の収入で生活している方も増えていきます。非正規労働者は、私が正社員になった頃に比べれば増えていきます。本当に非正規で低賃金の方が増えていきます。

3番のところは私の生協の話になります。生協は千葉県が923円だったら5円刻みなもので、925円となっています。正規が7時間45分なので、7時間勤務です。925円の人なんかいるの、と思うでしょうが、配達は1,100円くらいですが、地域によって違います。物流で働く人、事務で働く人はみんな925円です。そこから、いろいろ引かれると、55,000円残ります。本当に55,000円残って生活できますでしょうか。書いてあるように、飲み会にはとても行かれない。男の方はだいたいダブルワークをしております。私も若い職員には、「なんで正規職員にならないの。配達やればいいじゃない。」とはつきり言います。ですが、「車がこわい。体が悪くて長時間働けないし、お休みすることもあるので正規職員にはなれないんです。」と。企業によって違いますが、生協は正規職員試験が2段階ありまして、正規になる道はつくっています。ですが、御自分の環境によっては、その試験も受けられない方もいます。ちなみに、うちの息子も潰瘍性大腸炎で難病ですが、なかなか正規職員になるのは厳しいと言っていました。低廉な賃金で働く方は、貯金することもできませんので、将来に不安を持っています。憲法25条では、「健康的で文化的な最低限度の生活」を保障されています。どんな人でも体の具合の悪い人でも、障害がある人でも、平等に人間らしい生活を保障してほしいと思っています。

4番に、今までは「最賃をあげてください。」と私たちは主張ばかりでした

が、今回の中賃の中で、「コロナ禍において経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者は上げられない」と据え置くということになってしまいました。事業を継続するためには、きちんと賃上げしやすい環境を国が整備して、そこで働く人の賃金アップをしていく必要があると思います。実際、賃金がアップすると、低い賃金の人ほどお金を使います。今まで3万円しか食費がなかった人が、3万5千円使えるようになったら、ケーキ等を買います。そういう意味では飲み会に行ったり、お酒を頼んだりもします。お金を持っている方の賃金がアップするよりも、低い人が上がった時には、即お金を使って国に回っていくと思っています。

最低賃金改定を審議するに当たっては、支援策についても検討する必要があると考えています。そこについては、全労連の方でも、支援策を国に求めております。

5番ですが、東京への労働人口の流出も起きています。船橋の方で、「若い人は千葉には下らない。上にあがるよ。船橋から下に15分、上に15分で時給が全然違います。」との声を聞いています。どの地域で働いても同じ仕事、同じ賃金、時給1,500円というのは、東京との格差を無くしていく事が必要だと考えます。ここには書いていないですが、コロナ禍で東京一局集中していて、結局、東京から帰ってきた人が千葉県のコロナを誘引している、そういう側面があると私は思っています。私は千葉から埼玉から東京に出稼ぎに来ていると思うのですが、そういう方が地元を持ち帰ってしまっている。全国同一賃金を目指しますが、せめて首都圏だけは格差をつくらないでほしいと思います。東京と千葉の境は江戸川です。たったそれだけです。電車も道路も繋がっています。そんな中で違いつてなんだろうと思いますので、せめて首都圏は格差をつくらないで、東京との90円の格差を縮めていただきたい。今年はそのように年にしていただきたいと思っております。以上です。

○ 大澤会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明いただいた内容について、お尋ねしたい事項のある方は発言をお願いします。いいかがでしょうか。

特に質疑がないということなので、清水さんありがとうございました。意見陳述は以上で終了となります。

<陳述人退席>

○ 大澤会長

続きまして、議題2の事業場視察の結果について、事務局から説明を受けます。

○ 村山賃金室長

事業場視察の結果について、報告いたします。

資料No.1をご覧ください。今回の事業場視察は7月22日に千葉市美浜区のスーパーを訪問しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数は最小限に絞って、公益委員2名、労働者側委員1名、使用者側委員1名、事務局から私の、合計5名での実施となりました。

事業場到着後、店長から会社案内、概況説明の資料を基に、事業概要の説明を受けました後に、店長、労働者の代表からのヒアリングを受けました。

2ページ目にありますのが、店舗の労働者の構成比、その下に事業内の千葉県下の店舗における地域別最低時給と平均時給の一覧表でございます。

3及び4ページ目が、店長並びに労働者代表からのヒアリングの結果でございます。店長からのヒアリングの結果によりますと、経営状況につきましては、コロナ禍の中、営業時間の短縮等の対応を行っておりますが、消費者の買いため志向を反映してか、売上高は前年比120%となっております。人件費につきましては、最低賃金が毎年3%上昇している中、コストカットを工夫して捻出していますが、感染拡大防止のため、例えば、大皿盛をやめ商品の個包装をしたり、消毒液の補充、かごやカートの除菌対策など、手間がかかる業務が増えており、顧客からも感染防止対策への苦情などを多く受けるなどの状況でありました。

最低賃金改定に関する意見として、店長からは、現在のところ、新型コロナによる売上げの減少はないものの、感染拡大が広がる中、景気の先行きは不透明であり、いつどうなるかわからない現状においては、最低賃金は凍結してほしい、とのことであります。

次に、レジ担当である労働者代表からのヒアリングの結果は、顧客の買いため志向から1人当たりの購入量が増加し、業務量が増えたことや、感染防止対策に関するクレーム対応等の話を聴き、最低賃金改定については、引き上げてほしいとは思いますが、コロナ禍の中、時給が下がらなければいいと思っている、との結果でした。

ヒアリングの終了後、売り場およびバックヤードの視察を行いました。個包装された商品が陳列され、試食の廃止、レジでのスマホ決済の導入等、随所に感染防止対策が施されていることが確認できました。

なお、視察の際に、訪問先事業場から提供を受けました会社案内、事業概況説明資料の原本を本日この会場に用意しておりますので、ご確認いただくこと

も可能です。事業場視察の説明は以上でございます。

○ 大澤会長

私も参加させていただきましたけど、大変有意義な視察でした。ただ今の事務局の説明について、何か御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

次に、議題3の令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。7月21日付けで目安小委員会報告が出され、翌7月22日に中央最低賃金審議会から答申がなされましたので、その答申の内容について、事務局から説明を受けます。

また、例年、引上げ額の目安を決める際の参考とされている賃金改定状況調査の本年度の結果についても、併せて説明を受けます。お願いします。

○ 村山賃金室長

お手元の資料No.2、3について説明いたします。

まず、目安答申の概要としましては、

1、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。4、中小企業・小規模事業者が、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対して強く要望する。5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。としています。

次に、目安の概要を説明いたします。次ページの公益委員見解を御覧ください。目安に関する小委員会において、本年度の地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・

雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。となっています。

次に、項目2(1)中段以降に公益委員意見を取りまとめるに当たって検討した主な事項6点が示されております。次ページには、労働者側見解及び使用者側見解の内容が報告されております。

続きまして、資料No.3、令和2年賃金改定状況調査結果の概要について説明いたします。調査集計事業所数はAランクでは1,376事業所となっております。調査対象期日及び項目は、令和元年6月及び令和2年6月における労働者の月間所定労働日数と1日の所定労働時間数、労働者の所定内賃金額などです。賃金改定率については、令和2年1月から令和2年6月までの事実について調査した結果でございます。

次に、3ページの第1表賃金改定実施状況別事業所割合の産業別ランク計を御覧ください。1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所は、対前年比12.4%減の41.2%でございます。また、賃金改定を実施しない事業所は、対前年比10.6%増の42.1%でございます。7月以降に賃金改定を予定している事業所が、対前年比1.3%増の15.1%でございます。ランク計欄を産業別にみますと、いずれの業種も昨年に比べ、1月から6月までに賃上げを実施したとする比率は減少しています。

次のページの第2表事業所の平均賃金改定率ですが、これは、ランク別、産業別に平均賃金改定率を示したものです。賃金引上げ実施事業所についての賃金改定率は、ランク計の産業計で2.8%、対前年比0.3%増でした。賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計では、ランク計の産業計で1.0%、ランクAの産業計で0.9%ございました。

次のページの第3表事業所の賃金引上げ率の分布の特性値でございますが、これは賃金引上げ実施事業所について、賃金引上げ率の分布状況を特性値により示したものでございます。ランク計の産業計を見ていただきますと、第1四分位数は1.0%、第3四分位数は3.6%といった数値でございます。

次のページの第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率ですが、これは一般労働者とパートタイム労働者を合わせた賃金上昇率で、全調査事業所のものを取りまとめたものでございます。男女計、産業計の1時間当たり賃金額を前年同月と比較しますと、ランク計では本年は、1,472円と昨年の1,455円より、17円上がっております。賃金上昇率は昨年の1.3%に対して今年1.2%です。なお、千葉県が属するAランクについては、本年は、1,611円で昨年の1,589円より22円上がっております。賃金上昇率は、昨年が1.3%で今年1.4%です。

次のページの第4表②の下段のパートのAランクでは、産業計で本年は、

1,214円と昨年の1,192円より22円上がっております。賃金上昇率では、1.8%となっております。資料の説明は以上でございます。

○ 大澤会長

ただ今の事務局からの今年度の目安についての答申内容と、賃金改定状況調査の概要についての説明について、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

続きまして、事務局が実施した今年度の最低賃金に関する基礎調査の概要について、事務局から説明を受けます。

○ 林賃金指導官

それでは資料No.4でお配りしております最低賃金に関する基礎調査報告書について概略を説明いたします。クリーム色の表紙で、別冊でお配りしております。

昨年度と同じように、地域別最低賃金と特定最低賃金の2冊を配付しましたが、今回は地域別最低賃金について説明しますので、地域別最低賃金の冊子を御覧ください。

それでは、内容について説明します。1ページめくってください。最初に本調査の概要でございます。1は調査の範囲、対象事業所と労働者の範囲でございます。2調査事項、3調査対象期日、4調査方法、5集計、集計は本年度は回収した1,182事業所を集計しております。有効回収率はおおむね昨年度同様でございます。6集計業種の表象区分でございます。集計につきましては、特定最賃の中で、5業種に県最賃が適用されているものがありますが、それについても含めて集計しております。7調査結果表ですが、昨年と違う点は、賃金ランクの区分が1円刻みとなっているところです。昨年までは10円刻みでしたが、全国の基礎調査結果がこれから本省のホームページに掲載されますけれども、全国1円刻みでの掲載となりますので、同じ形式で作成しました。1円刻みのため、資料が厚くなっております。

では、次のページを御覧ください。これは、今回の基礎調査の集計区分でこの一覧表の区分ごとに集計してあります。次が目次になっています。

次のページの青いインデックスがありますが、これが、全産業対象の総括表になります。

次の赤いインデックス、地賃全産業を御覧ください。千葉県最低賃金923円の適用のある産業計になります。最初はグラフになっております。赤色と紫色の2種類ありますが、赤色が一般労働者、紫色がパート労働者となります。グラフは、1円刻みになっておりますので、923円から930円、940円、950円と

10 円ごとにパート労働者が多く分布していることが分かります。次のページから表となります。全て、一般、パートの3種類の就業形態別に並べてあります。千葉県最低賃金 923 円のマイナス 10 円である、913 円からプラス 50 円の、973 円まで 1 円刻みです。そして、1,099 円までが 10 円刻み、それ以上 1,500 円までは 100 円刻みとなります。昨年と違い細かいので、見にくいかと思いますが、1 円刻みのため人数は把握しやすいと思います。表の上段は累積の労働者数で、下段の括弧書きが累積の構成比になります。千葉県最低賃金は 923 円ですが、923 円以下の労働者が 25,777 人で全体の 4.2%となります。923 円の 1 つ上段にある 922 円までに、11,079 人おりますが、923 円の 25,777 人から 11,079 人差し引くと 14,698 人になります。これが 923 円の人数ということになります。22 ページの下の欄に表がありまして、月平均賃金額のところですが、第 1・20 分位数とありますが、これは労働者を賃金額の低い方から高い方に並べて 20 分の 1 の順位にいる労働者の金額となります。中位数はちょうど真ん中の位置にいる労働者の金額になります。

資料No.5 にこの数値の推移を記載していますので後ほど御確認ください。他のインデックスは、業種それぞれの総括表となっていて、規模別、年齢別、男女別に集計してあります。基礎調査の説明は以上です。

次に、資料No.6 にありますように、生活保護の金額より、千葉県最低賃金は上回っていることを報告いたします。

最後に 1 つ訂正ですが、第 417 回審議会で配付しました資料の中で、「鉄鋼業関係最低賃金（A・B ランク）改定状況の推移」で金額に誤りがありましたので、差し替えをお願いします。

説明は以上になります。

○ 大澤会長

ただ今の説明の内容について、何か御質問、御意見はございますか。

続きまして、議題 4 の千葉県特定最低賃金の決定、改正決定の必要性の有無についての諮問でございます。

今から局長から諮問がなされますので、お受けしたいと存じます。

<友藤労働局長より大澤会長に諮問文を手交>

○ 大澤会長

事務局から諮問文の写を配付してください。それでは、確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

- 林賃金指導官

< 諮問文朗読 >

- 大澤会長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、8月5日の第419回千葉県最低賃金審議会終了後に第1回特別小委員会を開催し、労働団体から申出書の提出があった現行の特定最低賃金7業種について、改正の必要性の有無について審議することとします。

また、特定最低賃金に係る意見陳述につきまして、労働者側委員から発言はありますか。

- 高柳委員

はい、お願いします。8月5日の特別小委員会の冒頭で、各業種それぞれできるだけ丁寧な説明をした上で、判断いただきたい。可能なところについて意見陳述をお願いしたい。予備日は8月6日と8月21日ということで設定していただいております。8月5日に説明した上で、その日に判断というのは難しいのかと思っています。8月21日の予備日も使って判断していただければ幸いと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

- 大澤会長

ただ今の発言につきまして、使用者側委員は何か御意見はございますか。

- 渡部委員

もう1回繰り返しお伺いいたしますが、8月5日に意見陳述をいただいて、すぐというわけにはいかないもので、8月21日に改正の必要性について話し合っ、ということですか。

- 高柳委員

はいそうです。

- 渡部委員

意見陳述を聴いた上で決めるというのは、それはやぶさかではないです。

8月21日まで改正の必要性を引っ張って、そこまで遅くなってもよろしいのですか。特定最賃の委員の問題もありますし、8月21日に改正の必要性が

決定し、その後9月に審議会があると投げ掛けるのも、時間がなさすぎると私は思います。

○ 高柳委員

私どもは、当然必要性有りとの前提で、それぞれの関連業種のところにも、既に委員の選出も事前をお願いしておりますので、私どもとしては問題はないです。使用者側の意見も聴かせていただいた上で、判断していただきたいと思っております。

○ 渡部委員

労側はすべて必要性有りの姿勢で、当然のことですが、我々は極論を言うとして無しで、もし必要性有りの場合はその段階で早速委員に当たらないといけないので、できますれば必要性の有無についての意見陳述は聴くにせよ、8月5日にある程度こちらの意見も言わせていただいて、できればそこで結論を出していただく方が、我々も次の段階に進める準備をする必要がありますので。

今回、目安にもありますが、非常に厳しい県最賃の審議会が想定されますので、特定最賃につきましても県最賃をベースに考えますと、厳しい考え方になるかと思っておりますので、結論を先延ばししない方がいいと私は考えます。

○ 高柳委員

私どもとしては、それぞれの業種から意見陳述をさせていただいて、当該業種の方に話を聴いていただいて判断していただくと思っております。この中だと、当該業種の方がそんなにいないので、その内容も含めて判断するのに時間がかかるのかと思い8月21日を提案させていただきました。もし、その判断が早急にできるということであれば、8月6日の予備日でも一向に構わないです。

○ 渡部委員

いったん仕切り直してというのは、おっしゃるとおりかもしれないので、私としては8月5日に意見を聴いて、一旦労使分かれてということでも良からうと思えますし、遅くても、高柳委員から提案のあった8月6日にある程度結論が出た方が、次の段階に進みやすいと思えます。

○ 大澤会長

高柳委員よろしいですか。

- 高柳委員
はい。
- 大澤会長
では、協議に入りたいと思います。
特定最賃の意見陳述については、実施することとし、8月5日の特別小委員会において、その場を設けることとしてよろしいでしょうか。
- 一同「異議なし」の声
- 大澤会長
はい。異議がないようですので、特定最賃の意見陳述については8月5日の特別小委員会において実施することとします。場合によっては、8月6日もということでもよろしいですね。
- 渡部委員
それと7つにわたって意見をお伺いするということでもありますので、是非要点を絞っていただいて、簡潔に分かりやすい御説明をよろしく願います。
- 高柳委員
はい、わかりました。
- 大澤会長
よろしく願いいたします。
続きまして、議題5の千葉地方最低賃金審議会の今後の日程等について、事務局から説明があるとのことですので、願います。
- 村山賃金室長
それでは、今後の千葉県最低賃金の審議日程につきまして、説明いたします。
先ほど申し上げましたように、7月22日に中央最低賃金審議会から目安の答申が出されたところでございます。委員の皆様にはお忙しい中、日程につきまして大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、既にお配りしましたとおり、本日この後、第2回県最賃専門部会を開催いただきまして、続きまして、8月4日に第3回専門部会を開催いただきます。そして、8月5日の本審議会

で答申をいただければと思います。

答申が出ますと、異議申出の受付をいたしますが、この締め切りを8月20日、異議申し出に係る本審議会を8月21日ということで、今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8月21日の異議申し出に係る本審議会において、併せて千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議及び答申が議題となることになります。

○ 大澤会長

以上のような日程でございますので、よろしくお願いいたします。

最後に議題6「その他」といたしまして、事務局から何かございますか。

○ 村山賃金室長

1つお願いします。審議会の公開につきまして、千葉地方最低賃金審議会公開要綱を策定いたしました。お手元の席置きの資料で「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」、裏に審議会傍聴に当たっての遵守事項を記載した資料をお配りしております。公開で審議する審議会につきましては、従来から千葉地方最低賃金審議会運営規程によりまして、公示により傍聴人を募集しておりますが、傍聴に関する手続、及び審議会傍聴に当たっての遵守事項の具体的な取り扱いについては、これまで特段の定めがありませんでした。そのため、今般お手元にお配りしております案のとおり「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱」と裏面の審議会傍聴に当たっての遵守事項を策定し、傍聴に係る手続、傍聴に当たっての遵守事項を明確に定めることとしたいと存じます。こちらの「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱」の策定についてお諮りいたします。

○ 大澤会長

ただ今、事務局から審議会会議公開要綱の策定に関する説明がありました。何か御質問、御意見はございますか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

私の方から、第7条の報道関係者による会議の撮影、録音は中央等もやっていることですか。千葉県独自ですか。

○ 城労働基準部長

全国同じような取扱いで行っております。

○ 大澤会長

そうですか。わかりました。

特に意見がなければ、本日付けでこの公開要綱のとおり定めることとしてよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

それでは、本日付けで、「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱」を策定することといたします。

なお、今後の審議会の日程について、先ほど事務局から説明がありましたが、8月21日開催予定の異議申し出に係る本審議会については、審議会運営規程第6条ただし書に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するものであり、非公開とすることといたします。

特に何かございませんか。

○ 一同「ありません」の声

○ 大澤会長

特に無いようですので、本日はこれで閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。